

令和4年1月1日より

# 健康保険が変わります

6月の通常国会で、健康保険法等改正案が可決されました。そのなかには、令和4年1月1日より施行されるものがありますので、ここでご紹介いたします。

## ● 傷病手当金の支給期間が「通算1年6カ月」になります

傷病手当金とは、被保険者が業務外の病気やけがのために仕事につくことができず、給料等をもらえないときに受けられる給付です。

傷病手当金の支給期間は、「支給されることとなった日から1年6カ月を超えない期間」となっています。これについて、治療のために入退院を繰り返すなど、

長期間にわたって療養のために休暇を取りながら働くケースが増えてきました。そこで治療と仕事の両立を保ち、より柔軟な所得保障を行うことができるよう、支給期間を「支給されることとなった日から通算して1年6カ月」とすることになりました。

